

## 平成29年第4回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第3日目)

平成29年12月14日(木曜日)

午前9時30分開議

- 第8 議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第67号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について
- 第11 議案第70号 スポーツセンター等解体工事請負変更契約の締結について
- 第19 請願第1号 日欧EPA「大枠合意」の全容開示と先行的な「暫定発効」をしないことを求める請願書

### 追加日程

- 意見書案第3号 日欧EPA「大枠合意」の全容開示と先行的な「暫定発効」をしないことを求める要望意見書
- 意見書案第4号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
- 意見書案第5号 平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	中村隆広君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎議案第68号、議案第69号、議案第67号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第68号、議案第69号、議案第67号について、質疑・討論・採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回までといたします。

まず最初に、議案第68号の質疑を許します。議案書16ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第68号の質疑を終了いたします。

次に、議案第69号の質疑を許します。議案書18ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第69号の質疑を終了いたします。

次に、議案第67号の質疑を許します。議案書3ページです。

ご質疑ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。5ページの債務負担行為、第2表、それと同じ系列で13ページにもありますけれども、空き家対策補助金の債務負担行為について、若干だけお伺いします。

1点目に、確認なんですけれども、債務負担行為として実際に実行されたのが27年が1名、28年が3名、29年が5名、そして余裕を2名ほどみてという説明があったと思うんですけれども、それで29年に対しては7名対応できるというような形で債務負担行為をするというふうにお聞きしたんですけど、その形で間違いはないかということが確認したい点と、この債務負担行為なんですけれども、再三こう繰り返し行っている状況なんですけれども、これ同じようにこの後、減でなくてといいますか、素直に聞いちゃいますと、これを申請があったらもう在庫があるというか、その間は続けていくという町としての方針なのかどうかことを確認したい。在庫って言葉おかしいですね、何て言えばいいのかな、要はそういう要望があれば繰り返すということをしていくおつもりかどうかということを確認しておきたいということと、もう1点、こういうことはあり得ないとは思うんですけれども、ちょっと若干昨日の質問でもお聞きしたように、補助というのに対して空き店舗、出店店舗という形と、それからそれにあわせて住居として混合しているものがありますので、住居として定住対策補助という考えられ得ると。若干ちょっとうわさ的に聞いたこと

があったものですから、そういうことはない、あり得ない、ちょっと担当課が違うということもあるので、そこら辺の整合はとれているかどうかということの確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、堤議員から空き家対策関係でちょっとご質問いただきました。

1点目の、今回の債務負担行為の補正の関係の人数でございますけれども、議員おっしゃるとおり今回の補正については29年度の方でございますので、現在5名補助決定をしておりますので、今後2名出てくるであろうということで2名分足して7名の部分で補正をかけさせていただいております。

それと債務負担行為の部分でございますけれども、ここの部分については来年度以降の債務が発生するものに対して議会の議決を得ることによって補助決定を有効化するということかですね、そういった制度でございますので、そういった意味ではそういった案件については繰り返しというか、繰り返しではなく毎年そういう形で議決をいただく形になろうかというふうに思います。

それと3点目に、要望があれば無尽蔵というか限度なくというような部分だと思いますけれども、基本的には要綱を定めてやっておりますので、ある一定の空き家バンク等々の部分でいくと、そういった取り引きというか売買が発生した部分についてはこのようなかたちで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと4点目に空き店舗、店舗併用住宅の関係で定住というか、その部分の担当が変わる部分でどうなっているんだというような部分だと思いますけれども、これ27年に空き家の補助金の制度創設のときに2定で堤議員から一般質問をいただきまして、そういった部分の検討も必要ではないかということでいただいておりますので、そういった意味では明確にですね、店舗の部分と住居の部分を分けた中で補助決定を行える制度にしてございますので、そういった意味では店舗併用住宅の住宅部分についてのものについては空き家対策補助金の方で対応しているということでございます。また、今年度1件ございましたけれども、同じく店舗の部分については店舗出店補助金の部分で対応している建物がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。11ページ、小学校費の教育振興費、リコーダーの引率の関係の3名分、6万9千円というのが上がってまして、次のページに子どもたちのリコーダー22人分の半額2万8千円というのがあるんですけども、これについてお聞きします。まず引率の関係ですけども、これ道大会に22名が行くということで引率3名ということになってはいますけれども、この3名とか4名とかっていう規約というか、何か決まり事があるのかなということを考えています。ついでに聞けば、これはいつも言っていますけれども、全国大会に行くときには何名いくんだとか、そういう決まりがあるなら教えていただきたいと思います。それとこれ一応旅費っていうのはバスで、汽車でとか、そういう規定の中で出しているんだと思うんですけど、これ実際には20数名の子どもた

ちが楽器を持っていくのにバスで行くんでしょかね今回は車でいくのか、それをお聞きしたいと思います。

もう一つは、これはいつも言っただけなんですけども、道大会へ行くためには子どもの費用については半額しか負担できないということがいつもあるんですけども、私としてはやはりこういう勝ち抜いていく以上は道大会においても全額負担が当然ではないかということをおもっています。これはいつも言っていることなんですけども、今回こういうふうに、今までもそれに対しては補助制度があるよと。申請さえあれば、そちらの金額に対しても補助を出すようなことも考えていますよという返答があるんですけども、今までこういう道大会の派遣に対して、そういう申請があつて、この負担金を補助したというような事例があるなら教えていただきたいとおもいます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま訓小のスクールバンドのリコーダーの全道大会についてのご質問がございましたけども、まずは1点目の引率の教職員の人数の関係なんですけども、一応目安としては子どもたち10人に1名を一応目安としております。今回22名の児童の参加でございますけども、20名を超えているということで3名の引率をしているところなんですけど、3年生の低学年が多いということも考慮しまして3名という人数としております。

それと交通機関につきましては、一番安価な安い交通機関ということで、人数割りすれば貸切バスの方が安いということで今回もバスをチャーターして札幌の方に行くということです。

またリコーダーの全道大会の派遣費の補助の関係でございますけども、従前からお答えしてまいり、この補助の関係については近隣の市町村から見ても、かなり配慮したものでございますし、また経済的に困窮している児童たちについても就学援助という制度の中で自己負担分をその中で経費として補助するという取り扱いもしておりますので、そういった部分でこちら側としても配慮しているということをご理解をいただきたいとおもいます。

○1番（余湖龍三君） 今まで実績としてあつたんですか。

○管理課長（森谷 勇君） 今までもございます。要保護の対象の児童で自己負担分をその中から補助しているという実績は今までも毎年1名ずつぐらいあります。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。9ページ、上段の第2款、総務費の戸籍住民登録費の戸籍住民登録事業ですが、説明の中でマイナンバーカードの記載変更とありましたが、これの具体的な内容を教えていただきたいことと、住民のカード化率というのはどの程度なのか、その辺教えていただきたいとおもいます。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） ただいま9ページの社会保障・税番号制度システム整備の関係のご質問がありました。今回の国の要請による、このシステム改修なんですけど、ベースとなりますのは、国の方で進めております女性の活躍加速のための重点方針2016とい

うのがあります、特に女性が社会活動を活発にしやすいようになるために戸籍、特に住民票の表記の中に旧姓を追加して表記するというのが一つ、それからもう一つは現在交付を進めておりますマイナンバーカードの表記についても括弧書きで旧姓を表記するということをするためのシステム改修になってございます。現在、マイナンバーカードは本町においては大体5%ちょっと超えたぐらい交付率になっております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それではまず1点、二つあるんですが、10ページの畜産業費に関わることです。この中で、いわゆるTMRセンターの整備事業補助金なんですが、ダンプ2台という説明がありましたけれども、これは支出の部分については全然問題ないんですけども、前からこのTMRセンターのダンプがほしいという要望があったわけなんですけども、これに対して従前からなかなか汎用性のあるものについては補助の対象というのは難しいって支庁あたりも随分言っていたんですけども、これは緩和されたというか、訓子府の方でも町としても支庁の方にも国の方にも要望していた事項だと思うんですが、これが緩和されて認められたというふうにとってよろしいのかどうかをまずお聞きしたいと思います。続けてもいいですか、同じ農林商工課の関係になるんですが、これは歳入と歳出に関わることなんですけども、歳入でいけば地域づくり総合交付金も使って今回こういうかたちでやっているんですけども、その中の堆肥供給センターのショベルローダーを更新するということなんですけども、このときに、これは農業施設の維持管理事業としてみているんですけども、美園にある牧場の関係なんかは、こういう更新については対象になるのかどうか、今回のようなもの、そういうものをちょっと確認だけ、お聞きしたいなと思っています。美園の、この予算の流れがどうこうではないんですけども、今回のこの予算については全然問題ないと私はみているんですけども、予算の執行についてはね、それちょっと範囲を広げた質問になっちゃって申し訳ないんですけども、美園のようなそういう牧場の機械更新等については、この総合、何ていうんですか、TMR、あるいは堆肥供給センターで使っている事業で使える、そういう総合交付金を充てたようなものができるのかどうか含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） それでは私の方から1点目の飼料運搬車の関係でのご質問についてお答えいたしますけども、工藤議員今ご質問にあったように今回この飼料運搬車につきましては2台入れるんですけども、従前から畜産クラスター事業の中で導入できないかということで要望をかねてからしておりました。これにつきましては汎用性がある、そういうような基準から外れるということで今のところも緩和されていない状態でございます。何度か要望を上げていますけども、やはりそれは認められないということで、それで北訓フィード、それからK'sフィード、どうしても搬入車を入れたいということで今回この地域づくり総合交付金の中で申請をしたところ、これが認められたということで、TMRセンター利用機械整備事業ということで総合づくり交付金の中で認められたということですので、また畜産クラスター事業の中で認められてということではございませんのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 2点目の地域づくり交付金の事業の関係ということで私の方から答弁したいと思います。美園牧場の機械の更新についてはどうなんだというところでございますけども、27年にトラクター更新の際に地域づくり交付金を活用してやっております。ただし省力化とかですね、効率化とかですね、事業の生産性の向上とかですね、そういった項目もございますので、一概に全てのものが更新の対象になるかというのはちょっとあらためて道と協議しないとできない、わからない状況でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 9番、河端です。5ページの債務負担行為の上段のスポーツセンター建設事業について伺います。これは平成29年度から31年度、3か年にわたる支払いというか負担行為なんですが、それぞれの年度別での金額というのはわかりますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） この額につきましては、建築工事として本体工事部分と、それと外構工事、外構工事については一部は公民館分とかプールの前の部分も入っていますが、その外構部分、それと工事管理という形に分かれていますけども、まだちょっと正確には出せないんですけども、おそらく29年度事業として約1千万円ぐらいの工事を年度内に完成するということになっていきますので、それ以外の部分についての建築工事、これあくまでも債務負担行為ですから、まだ予算額というあれではないんですけども、絞り込んだものではないんですけども、今おさえている部分で言ったら13億2,815万3千円という説明させていただいたと思っておりますけど、そのうちから今言った1千万円を引いた部分、それと工事管理1,400万円ですね、これが合わせたやつが30年の事業という形になります。そして外構工事、合わせて3,900万円、今の段階では3,900万円です。これが31年度の工事と、ちょっと大ざっぱですけど、そういった形になるということでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 確認ですが、それぞれの工事の進捗状態で支払う、そのおおよその額がこの13億ということでもいいんですね、それ均等に支払いをするのは、年度ごとに支払いをするのか、その辺がちょっとわからなかったんでお伺いしましたら、工事の進捗状況とか、その状況によって支払うということでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 契約行為については、これからということになりますけど、一般的にいきますと一番大きい建築でいきますと、多分契約でいったらうち29年度工事いくら、30年度工事いくら、31年度外構がいくらというような形の契約になると思います。それで29年度についてはおそらくできた段階で支払いをすると、約1千万円。そして30年については普通の建築事業も土木事業もそうなんですけども、前金払いというのがありますので4割ほど先に概算で払って、終わった段階で残りの6割を払うと。同じように3千万円になりますから、多分外構についても同じように4割、31年当初に払って、出来高で6割を払うというような、そういったような流れになるというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。12ページの10款、教育費、6項、2目の体育施設費の委託料に関してですけれども、スキー場の圧雪業務の今回の使えなくなったので更新含めてということで補正95万4千円、合わせて199万1千円の契約だと思えます。この委託料に関してですね、新規に契約という形ですけれども、何て言うですかね、何年ごとのといたしますか、委託料の更新といたしますか、それは今期契約のときに何年間というお約束とか、そういうのがあると思えますので、何年ごとの更新という形になっているかをお聞きしたいということと、2点目に先ほどの再質問になるんですけども、最後の伊田課長に説明いただきましたが、要は空き店舗対策費の事業とそれから定住促進対策事業費は別々のものだということで、具体的に言うと店舗型併用住宅に入られる場合は、その両方、つまり出店300万円で町外からこられる人であれば住居として入られるのであれば5年間均等割でしょうけれども、300万円という補助対象に両立することがあり得るということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 堤議員からのありましたまず1点目の12ページの10款、教育費の6項、保健体育費、2目、体育施設費の屋外運動施設維持管理事業の委託料のところのご質問でございますが、これにつきましては説明をさせていただいたとおりの増額ということでございますが、一応このスキー場の圧雪業務につきましては単年度事業ということでございますので単年度契約ということでございますが、町内業者で購入されたということもありますので、次年度以降もですね、続けてお願いをするような形になるかと思いますが、何年間ということではとりあえず決めはしておりません。ただ中古で購入されたということもございますので、その辺の償却が終わりましたらですね、また契約内容が協議になるかと思えますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 5ページ、債務負担行為の関係で確認というか再確認ということでございます。議員言われるとおり併用あり得るというか併用を実際としてやれるということで制度を設計をしております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 12ページの10款、教育費の5項、社会教育総務費の青少年教育推進事業費の先ほど答弁あったんですが、子どもたちのリコーダーの研修に札幌に行くという児童22人分という説明がありましたが、これ人数が多いので貸切バスという話がありましたが、これ補助金を使って子どもたちが行くということに関しましては、今、石北線が非常に岐路に立っているということで、こういう交通機関、やはり鉄道を使うべきではないのかなという感じがしますが、再度この辺のバスにしたという経緯をもう一度ちょっと説明をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま西森議員から質問がございましたバスの関係でございますが、宿泊先から会場までの移動も含めてでございますので、その危険でいきま



すとバスということが利便性があるということでご理解いただきたいと思います。楽器とかもリコーダーの楽器も含めてということですのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。2点お伺いします。10ページの農業振興費の中の環境保全型農業直接支払交付金事業ですけども、概要はお聞きしました27件の49.21haが対象だとお聞きしましたけども、そもそもこの有機農業だと思いますけれども、どのような条件下においての作付に対する対象となるのかが一つと、おおむねのおおよその農作物の種類を主なもので結構ですけども教えていただきたいと思います。

それと12ページです。10款、6項の保健体育費の圧雪車のスキー場の圧雪車業務ですけども、何度も説明受けて内容は承知しておりますけども、話し合いの中で多分おそろくお願いをして中古の除雪車を購入してこの委託業務、支障のないようにということだと思っておりますよね、それで単年度の契約というのはどうも不思議なんですけども、業者に負荷がかかりますよね一定程度の、当然こういうときは複数年の契約でですね、安定した委託をするということはこれ当然、行政としては配慮すべきことだと思うんですけども、今年はまだ始まっちゃっているでしょうけども、次年度以降はそのような十分配慮されてしかるべきだと思うんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） それではまず1点目の環境保全型農業の関係でお答えをいたします。まず今回の補助金の条件でございますけども、二つございまして、まず特別栽培プラスカバーブロック、カバーブロックというのは緑肥ですね、緑肥をまくところ、それともう一つが有機農業に取り組んでいるところということで、条件的には二つございまして。今回面積でいいますと特別栽培の部分でいうと30.32、それから有機の取り組みについては18.89ということで、合わせまして49.21haということでございまして。それから農産物につきましては、やはり玉ネギとイモ、ジャガイモですか、それが主な生産物になると思います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 山田議員からの2点目の圧雪業務の単年度契約ではなくて複数年の契約でどうだろうかという質問でございますが、一応今回この契約の仕事を進めるに当たりまして、近隣も含めてですね、かなり広範囲にいろいろとこういう委託先がないかという確認をさせていただきましたが、やはりそのような業者がないというか、自治体間でも非常に貸借が無理ということもございましたのでこのような形にさせていただきました。次年度以降につきましては随意契約のような形でですね進めていくようなことで考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 申し訳ありません、先ほどの山田議員の質問の回答、ちょっと補足をさせていただきたいんですけども、特別栽培、それからカバーブロックにしましては減農薬というのを取り組んでいる方々が特別栽培ということになりまして、慣行の化学肥料散布量、それから防除回数を通常よりも2分の1以下に抑えるというような部分で取り組んでいる方、それから有機農業につきましては、当然、化学肥料が使用でき

ない、しないという部分でございまして、当然農薬も使わないという、そういう栽培をしている方が有機農業の取り組みということでございますので、ご理解願いたいと思います。  
○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。先ほどのちょっと補足でお願いします。引率が3名ということでしたけども、11ページの教育費、小学校費のリコーダーの引率が3名、10名に1人ぐらいということで、22名なので3名ということで、これの3名の中に指導者が入っているのかなと。別枠なのか、そこを教えてください。それと先ほどの返答の中で半額補助というのは非常によその市町村から比べても配慮されたものだというお答えがあったと思うんですけども、実際におわかりでしたら、よその市町村というのはこういうものに対してどれぐらいの補助をしているとか、わかっているんだと思うんで、どれぐらいのものがよそはあるのか、わかっている範囲でお知らせください。それとこれ総額でいきますと大体50万円ぐらいでこの22名プラス引率3名、25名が行くということで、1人2万円ぐらい平均するとそういう感じになるんだと思うんですけども、貸切バスを1泊2日で使って宿泊をして結構安いという気持ちは持っているんですけども、ホテルとかも早く取れば安いのかなと思いますけども、50万円全部補助できれば一番いいじゃないかなというのを感想として伝えて、質問にお答えください。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 議案書11ページの10款、2目、小学校費の先ほどもご質問がありましたリコーダーの全道大会の引率の教員の数の関係ですけども、指導者については3名の中に含まれているということで、指導者含めて3名ということで派遣するというところでございます。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま余湖議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、本町の補助対象経費の中に、交通費等はもちろんなんですが、宿泊費を1万円を限度に設定するとかですね、それから昼食代を出すという部分につきましては他町よりは多くなっているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 先ほどの続きなんですけども、12ページの圧雪車の関係なんですけども、来年度以降は随契でって、随契は当然なんですよ、当然です。本来町がやらなきゃならないことをやってもらうのが委託なわけで、そして中古車を購入するという負担というリスクを背負いながらやっているわけですよ、だからそこと随契するの当たり前であります。私が言っているのは契約金額において役場がやるとしたらかかる経費等々十分に配慮した契約金額、契約で複数年で当然のごとくやってもらうようにするのは普通でないですかという意味であります。多分建設関係の業者でしたから、他の役場の仕事も請け負うことあるわけですよ、だから何て言うんだろう、精神的にこの役場に対して少し重荷になってですね、なあなああところで契約することはないと思いますけども、そういうようなことのないように安定して委託業務がしていただいて、スキー場の運営に

支障のないように十分配慮された一つの形として金額もそうですけれども複数年で安定的に継続的にやってもらうのが、これ役場の当然の、この場合ですよ、この業務の場合は当然でないかなという印象があるものですからね、来年度以降配慮したらいいのではないかなということでもありますけども、そういう趣旨なんです。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、圧雪車に伴って業者の方に中古車を購入した中で複数年で安定的なスキー場圧雪業務に付与してはいいのではないかなというようにお話だと思います。課長がお答えしたように役場業務の中で、この圧雪業務だけではなく、例えば除雪業務もそういうところで意味合いでいきますと、それを見越して業者側は機械などを購入しながらやっている状況もありますし、その辺でいけば単年度契約というところで他の業務もやっている。それと先ほど来言いますように、この業務そのものをやれるのは、今考えている町内業者がない、もちろんないんで、その辺のところは単年度ごとに見積りをいただいて、その中の社会情勢も変わることもありますから、その辺のところ、今のところはその業者と将来に向けてですね、安定的にその業者さんと契約を結びながらやっていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第67号の質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第68号、議案第69号、議案第67号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第68号、議案第69号、議案第67号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号、議案第69号、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第70号

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第70号の質疑・討論・採決を行います。質疑は1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。議案第70号に関してですけれども、この契約におきまして、本年、29年9月5日に実質的には契約がなされていると思います。お聞きしたいことはアスベスト残量の再調査で減額3千万円、追加おおよそですけれども、追加1千万円程度と、最終的には減額2千万円になりましたというお話だというふうにお伺い

しているんですけれども、これは契約からですね検査、減額補正までの流れを時系列といえますか、ですから契約したときになぜアスベスト残量が少ないんだということがわからなかったのかなというのが、ちょっとまず疑問にあるということと、それに基づいて、また業者の方が、施工業者自体がですね、これによって減額されるということを了解するというかに関してちょっとどういうものであるかなというふうに思うものですから、その点に関してちょっとお聞きしたいと。時系列的な説明でお願いできればと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第70号のスポーツセンター解体工事の関係なんですけれども、これにつきましては、まず設計の段階、設計の段階ではまだ建っているわけですから開いていないんで、これについてはアスベストがあるだろうということを推計すると。それについては平成17年に訓子府小学校ですとか改修したと思いますけど、そのときに一斉に調査したという結果があります。その中でアスベストがあるというふうに判断された部分について、アスベストの除去をする作業、あるいはそれを運搬する作業、そして処分する作業ということで設計をさせていただいたということでございます。それでこれについては特に産廃の処理についてはもう実績で左右しますので、そういう形でいきますけど、まず契約後、これについては平成25年に大気汚染防止法、これが改正されまして、実際にこの解体工事にあたっては、アスベスト含有に関する事前調査をきちんとしてからやりなさいというような形になっている。ですからこの調査の部分もこの設計の中に入っているということです。だからこれについては解体の業者が決まった段階で設計をそれぞれ指定された部分についてやったという形になります。それで結論からいうと、平成17年のときに実は玄関前のポーチの塗料なんです。一般的なそこら辺にあるような塗料なんですけど、それは検査の対象になっていなかったんですけども、2年前に検査の対象ということですから、それも合わせて調べたという経過があります。それで議案の説明の中でもありましたとおり、当初17年であるといわれていた大部分のところはなかったと。結果としてなかったと。そしてないと思われていたところが実は出てきたということで、これについては明らかにそれにかかる経費が、要するに設計変更というような形になりますので、それを変更した中で両者合意して契約を変更するという行為を実施するというもので、これについてはちょっと金額が多いので非常に違和感を感じる部分があるかもしれないけども、一般的にこういう、特に解体を伴うものについては実数でいきますので、最終的にこのほとんどの部分、設計変更というのが出てくるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。再確認という意味合いで、確認だけですので、今のお話ですと平成25年に事前調査を契約後にするという形で決められたということで、契約項目の中にも入っているよということで、そうすると契約の中に入っているということは当然施工業者が検査をするということなんです、検査をしたときに減額の減量のもの、つまり当初17年に調べたものに対しては出てこなかったけれども、それでは調べたときにあったはずのものが出てこなくて、逆に別なところから出てきたという結果がこうなったので、当然業者も理解の上でやっていることだということ。ちょっと気になるのは

業者がその検査を行うという部分に関して、当然立ち会われたりなんなりというか成果を見るということはされていると思うんですけど、そういう中でこういう減額補正がされたということで、当然のように業者が納得の上で契約をしているということがあるので、こういう減額がとれるという解釈でいいかということですね。だからこのことによって、ちょっとうがった考え方をすると、次に本体工事等のこともあるのかなとか、ちょっと勘ぐってしまったもので、こういうことをまたしちゃったんですけど、すいませんでした。申し訳ないです。理解しました。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） ちょっと最後の意味がよく僕には理解全然できませんけども、いずれにしてもこれについては契約行為の中で先ほどの法に基づいてやるわけですから当然厳格にやるし、そしてもちろん業者がそういうことをやりますけども、分析業者はまた別の第三者のきちんとした機関でやりますので、それについては報告書も受け取っていますし、解体の業者とももちろん情報提供とか共通の認識を持ってやっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。いろいろと説明聞いていておかしいのは、これはこれだけの建物の場合は当初に建てる時に計画したときの図面とか施工、いろいろなものがあるんじゃないの、残っているんでないのかい。そうしたときにアスベストが使用されていたかどうかはもう設計に入る段階でわかっていたことではないのかい。大体がおかしい、説明もおかしい、こんなものはこれだけの建物を建てたときに設計の段階でもうアスベストを使うか使わないかとかそういうことはもう既にわかっていたはずだ。何を建設課長言っているんだ、お前、とろくさいことばかり言って。これは・・・

○議長（上原豊茂君） 川村議員・・・

○2番（川村 進君） 図面も残っているんでないのか、ばかみたいなこというな・・・

○議長（上原豊茂君） 川村議員、何を聞きたいかはっきりしてください。川村議員、申し上げます。質問内容をあなたの感情でなくて、質問内容をきちんと伝える、そういう方法をとってください。

○2番（川村 進君） はいはい、申し訳ない。

質問内容はきちんとわかっていたんでないのかと。それを何をとろとろとろとろいったことを説明して、変更した変更しない、金が減った減らないをいっているんだ、おかしいんじゃないかといっている。きちんと答えて。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） もちろん図面残っております。それで材質の中でアスベストがあると思われる材質というのは決められているんです。いろいろあります。だからそれについては、きちんと検査をなささいということで、その第一陣が平成17年のそのときの検査対象を検査したということで、ですからその当時にアスベストありというふうに鑑定された部分について、今回のせさせていただいたと。ただその後で、また部材、部材が段々厳しくなっていくんですけど、これも調べろ、あれも調べて、どんどん増えていって、たまたま玄関ポーチの部分が2年前にこれも調べなさいということになったんで、それも

合わせて再度調べたということで、これはあるとか、これはないとかということではなくて、分析で出てくる、出てこないという決定がなされるということで、これはもうスポーツセンターだけではなくて、他の建物も同じということでご理解をいただきたいと思いません。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第70号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願第1号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第19、請願第1号 日欧EPA「大枠合意」の全容開示と先行的な「暫定発効」をしないことを求める請願書を議題といたします。

まずもって、紹介議員からの説明を求めます。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、この内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって、説明にかえたいと思いますので、ご理解いただきたいと思いません。

それでは、はじめさせていただきます。

日欧EPA「大枠合意」の全容開示と先行的な「暫定発効」を  
しないことを求める請願書

訓子府町議会議長 上原豊茂 様

紹介議員 工藤弘喜  
請願者 訓子府農民組合  
委員長 加藤和寿

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議をいただき、ご採択いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。

質疑は紹介議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま、須河徹君ほか4名から、意見書案第3号 日欧EPA「大枠合意」の全容開示と先行的な「暫定発効」をしないことを求める要望意見書、意見書案第4号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書、意見書案第5号 平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書の3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、意見書の配付の関係から暫時休憩といたしますが、ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

#### ◎意見書案第3号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第3号について、ご説明いたします。

意見書案第3号

日欧EPA「大枠合意」の全容開示と先行的な「暫定発効」を  
しないことを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月14日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者	訓子府町議会議員	須河	徹
	〃	河端	芳恵
	〃	上原	豊茂
	〃	工藤	弘喜
	〃	山田	日出夫

次のページをお開きください。

この要望意見書の内容につきましては、先ほど採択されました請願第1号において、紹介議員の工藤議員より説明がありましたので、記以下の要望事項のみ朗読し、説明にかえさせていただきます。

#### 記

1. 日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにすること。
2. 日欧EPAの「暫定発効」はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
農林水産大臣様  
経済産業大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。この提出者とそれから提出を受ける上原豊茂というこの中に上原豊茂が提出者になって受ける上原豊茂っていうのがあって、こんな文章があるのかい。これおかしいんでないかい。大体。これ小学校の模擬議会でもこんなのないんでないのか。

○議長（上原豊茂君） 質問内容わかりましたので提出議員から。



須河徹君。

○8番（須河 徹君） 上原豊茂議長に関しましては、産業建設常任委員会の委員でございますので、当然この請願書の内容の名簿として載せていただいております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 僕の聞いているのは上原豊茂っていうのが委員であっても何であっても、これはこの文章のあれとしては抜くべきでないのかというんです。これ文章としてね、普通の文章では上原豊茂議長に上原豊茂っていう同姓同名の者が入っているということであればね、これは不思議だ、今までの議会ですとこうなっているけれども、こんなおかしいことは絶対はない。今後あれだよ、変えるか変えないかはあれだし、今度ね、議会基本条例を作るとか作らないとか言っている時だから、きちんしないと駄目だ。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、言わんとすることはわかりました。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） この議案提出につきましては、あくまで産業建設常任委員会の委員としての立場で名簿を作らせていただいております。また今回の訓子府町議会の議案につきましては、議長職ということでございますので、まさしく立場は違うところであるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） もう少し説明いたします。

私の名前が出ていますけれども、これは議会に対して出しているということですから、私個人に出しているのではなくて、議会に対して提案して、みなさんの決議を得ると。判断を仰ぐということですから、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第4号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号について、ご説明をいたします。

意見書案第4号

平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月14日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者	訓子府町議会議員	須河	徹
	〃	河端	芳恵
	〃	上原	豊茂
	〃	工藤	弘喜
	〃	山田	日出夫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。次のページをお開きください。

平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(上原豊茂君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明をいたします。

意見書案第5号

平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月14日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者	訓子府町議会議員	須河	徹
	〃	河端	芳恵
	〃	上原	豊茂
	〃	工藤	弘喜
	〃	山田	日出夫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。  
次のページをお開きください。

平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） この金額も大きい、いろいろなんです、日本の場合、農業政策にどれだけ金を入れてきたか。終戦後、基盤整備から始まって、今日審議された、はっきりいって、ダンプカー2台分まで、いろいろ入れると本町においても何十億円の金を入れている。はっきり言って。われわれサラリーマンを30年近くやってきたけれども、何の補助金だの補助だの受けていない。

○議長（上原豊茂君） 川村議員に申し上げます。

質疑内容を明確にしてください。

○2番（川村 進君） とにかく、こんなもの反対します。とにかく農家にばっかり金を入れてね、われわれには何らの金も入ったことがない。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、今は質疑を求めているんです。反対しますでなくて、何を聞くのか。

○2番（川村 進君） 質疑だから、それに対してどう思うか聞いている。私はサラリーマンで何ら恩恵を受けていない。農家にばっかり金が入っていつている。それに対して、この委員長はどう思っているかを聞いている。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に今、川村議員の方から農業の支援対策について厳しい意見が申し入れられましたけれども、ただいま畜産事業に関しましてはですね、非常にTPPとかEPAとか、もしくは2国間協議等で非常に酪農製品の輸入ということで、いつ厳しい状態になるかということは、もう4、5年前からですね、本町においても町民の皆さま方、行政も含めてですね、検討されてきたわけでございます。そんな中ですね、例えばですね、例えば誤解されていると思いますが、この第4号の中で牛のマルキン制度というのが出てきておりますけれども、この制度につきましてはですね、子牛を飼って・・・

○議長（上原豊茂君） 5号についてです。水田の関係の件で質問しているんですけども、質疑内容は広いんですけど、これについてのみの回答をしてください。

○8番（須河 徹君） 酪農も水田も一緒なんでございますけれども、非常に水田につきましてはですね、ここに書いてありますように非常に消費も少なくなってきたということ。それからまた輸入米のことも入るといこと。それから一番大きなのは産地交付金として水田農家等に支給されていたものがですね、今、水田交付金とは別にですね、作物別の支給に切り替わっていつているということ、水田農家自体の経営が成り立たなくなっているということありますので、その部分の交付金をしっかり確保してくださいということと、もう1点は戦略的に転換から新しい作物に移っていくなど、新しい法律が決まって、そこに投資されていくということについてはきちんと別枠でですね、予算を確保しながら進めていつてほしいということなので、その辺のところをしっかりと理解していただきたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） この水田に限らずだけでも、今度のこれは水田だけでも、これ水田にだってね、休耕手当から転作手当からね、どれだけの金が入っている。我々がいう、はっきり言って、サラリーマンなんか何もない。今後もこれ以上の金を農家に入れていくということは日本の国を亡ぼす。この1千兆円を超す借金はほとんど農家に入れた金だ、これは。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、意見書案に対する的確な質問をお願いします。

○2番（川村 進君） とにかく反対だからきちんと説明して。どんな金が入っているか。

○議長（上原豊茂君） 今、同じことを繰り返していますけれども、先ほどの説明の中で、この意見書案に関する説明は終わっているというふうに議長として認めますので、今は前

段の質問と内容がほとんど同じということで回答は必要ないというふうに判断いたします。

ほか、ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

川村進君。

○2番(川村 進君) もう質疑も討論もみんなめっちゃくちゃになって興奮しているから、はっきり言うけども・・・

○議長(上原豊茂君) 興奮しないでください。

○2番(川村 進君) とにかく反対討論。

そんなにね、農家にばかり金入れてね、どうするんだ、我々ここに説明員としている連中だってね、はっきり言って、何の何も受けていない。農家だけだよ、ここら辺でね見切りをつけてね反対します。水田農家ばかりね、優遇したってね、日本の国はよくなる。こんなものは反対しなきゃ駄目だ。

○議長(上原豊茂君) ただいま、反対討論がありました。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

西山由美子君。

○5番(西山由美子君) 5番、西山です。賛成討論をいたします。

単純にサラリーマンと農家、農業を比較することではなくて、ただでさえ農家人口が減っている中、また自給率が低い中、やはり日本の農業を守らなきゃいけないということは大前提にあると思います。今、世界との戦いではありますけれども、私たちが日本で採れたものを安心、安全なものを食べていくためにも、やはり農業を守っていかなければいけない。サラリーマンの対策はサラリーマンの対策で別に考えていかなければいけないと思います。そういう意味でいけば、私の養鶏業だって何の恩恵もありません。そういう単純な比較ではないと思います。今はこの意見書の中でやはり農業を守っていこうという、そこに一致団結していくべきだと思っています。

○議長(上原豊茂君) 次に、反対討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 次に、本案に対する賛成討論。

西森信夫君。

○3番(西森信夫君) 3番、西森です。この産地交付金は、やはりうちの町が農業の町であるということで、営々として開拓以来、切り開かれた土地を守ってきた、これが農業であります。北限の地、訓子府でも米を作っていた。今、もち米になっておりますが、段々もち米も減ってきたという中で何とかこの産地交付金をもとに他の作物を作るということで頑張っていますので、ぜひこれは必要な交付金ということで理解しておりますので理解をしていきたいと思っております。

○議長(上原豊茂君) ほかに反対討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 反対討論なしと認めます。

賛成討論ありませんか。

川村議員、今、私が進めているので、余分な発言はやめてください。

賛成討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 賛成討論なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(上原豊茂君) 挙手多数であります。

よって、意見書案第5号は可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(上原豊茂君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成29年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時11分